

令和2年第2回養老町臨時会会議録

令和2年第2回養老町議会の臨時会を養老町議会議事堂に招集されたので会議を開いた。

その次第は次のとおりである。

○議事日程（令和2年11月27日第1日）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 報告第7号 専決処分の報告について（養老町営住宅の管理に関する和解）
- 日程第5 報告第8号 専決処分の報告について（養老町営住宅の管理に関する和解）
- 日程第6 報告第9号 専決処分の報告について（養老町営住宅の管理に関する和解に代わる決定）
- 日程第7 報告第10号 専決処分の報告について（養老町営住宅の管理に関する和解）
- 日程第8 議案第49号 養老町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第50号 養老町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第51号 養老町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第52号 養老町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

議長 吉田太郎

○出席議員

1番	西脇康	2番	清水由美子
3番	小寺光信	4番	北倉義博
5番	岩永義仁	6番	長澤龍夫
7番	大橋三男	8番	吉田太郎
9番	早崎百合子	10番	野村永一
11番	田中敏弘	12番	松永民夫
13番	水谷久美子		

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町長	大橋孝	副町長	川地憲元
教育長	森島恵照	総務部長兼 企画政策課長	松岡弘泰
総務部総務課長	中島恵美	総務部税務課長	藤田勝彦
住民福祉部長兼 健康福祉課長	高橋正人	住民福祉部 住民人権課長心得	尾前眞理
住民福祉部 子ども課長	近藤真由美	住民福祉部 生活環境課長	問山剛
産業建設部長兼 建設課長	大倉修	特命事項推進監兼 産業建設部 農林振興課長	川口智也
副特命事項推進監兼 産業建設部企業誘致・ 商工観光課長	竹中修	産業建設部 水道課長	近藤晴彦
会計管理者兼 会計課長	田中実	教育委員会事務局長兼 教育総務課長兼 スポーツ振興課長	西川敏明
教育委員会 生涯学習課長	小里克昌	消防長	廣澤幸雄
消防総務課長	大倉巧		

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

議会事務局長	西脇直樹	議会事務局書記	稲川諭実彦
--------	------	---------	-------

(開会時間 午前9時28分)

○議長(吉田太郎君) おはようございます。

令和2年第2回養老町議会臨時会を開催に当たり、議員並びに執行部各位には、御多用のところ御出席賜りありがとうございます。

開議に先立ち、町民憲章の朗唱を行いますので、全員御起立お願いいたします。

—— 「町民憲章」朗唱 ——

○議長(吉田太郎君) ありがとうございます。御着席ください。

本日の会議は、全員出席であります。

ここで、報道機関及び町広報委員に限り、今臨時会を開催中、議場内の状況について、取材のための写真撮影を許可しました。また、インターネット録画放送のため、議場内のビデオ撮影を行います。

ただいまから令和2年第2回養老町議会臨時会を開会し、本日の会議を開会します。

○議長(吉田太郎君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第127条の規定によって、5番 岩永義仁君、6番 長澤龍夫君を指名します。

○議長(吉田太郎君) 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

ここで、11月24日、議会運営委員会が開催され、本臨時会の日程等についての審査がされました。

議会運営委員会の報告を求めます。

議会運営委員会委員長 田中敏弘君。

○議会運営委員長(田中敏弘君) それでは、議会運営委員会の報告をいたします。

11月24日午前11時より、委員及び正・副議長、並びに執行部の出席の下に開会いたしました。

協議事項は、令和2年第2回臨時会の日程等についてであります。

まず会期については、本日の1日とし、議事日程につきましては、1. 開会宣言、2. 会議録署名議員の指名、3. 会期の決定、4. 諸般の報告、5. 議案の提案説明、6. 議案の審議、この順序で議会運営を行うことに決定しました。

次に、審議する議案につきましては、専決処分の報告についてが4件、条例の一部改正についてが4件、以上8件であります。

審議方法につきましては、日程第4、専決処分の報告について(養老町営住宅の管理に関する和解)から日程第7、専決処分の報告について(養老町営住宅の管理に関する和解)までは、地方自治法第180条第2項の規定による議会への報告でありますので、報告のみを受けること。次に、日程第8、養老町職員の給与に関する条例の一部を改正

する条例についてから日程第11、養老町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてまでの計4議案については一括で上程し、提案説明を受け、一括して質疑を行った後、それぞれ討論を経て採決すること。

以上のとおり決定しました。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（吉田太郎君） 議会運営委員会委員長報告が終わりました。

お諮りします。

ただいまの議会運営委員会委員長報告のとおり、本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

本日の日程については、お手元に配付してあるとおりであります。

また、監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和2年度8月から10月分の現金出納検査結果報告書が議長に提出されています。

これで諸般の報告を終わります。

ここで、町長の挨拶をお願いします。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） 改めまして、おはようございます。

議員の皆様方には大変お忙しい中を、第2回の臨時会に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルスも一向に終息する気配なく、また第3波真ただ中というふうに言われているところでございます。養老町におきましても先日2人の方がまた感染にかかれたということでございます。近くの神戸町においては職員も感染をしたということで、大変危惧をしているところでございますけれども、やはり3密を避ける、マスク、手洗い、それを実行する以外に手だてがないのかなというようなことを思っております。どうか議員の皆様方にもくれぐれも御用心をいただきたいというふうに思っております。

今日は定例会を前にしての臨時会ということでございますけれども、専決4件、それから条例の一部改正が4件ということでございます。どうか慎重審議のほどよろしくお願いを申し上げまして、簡単ではございますけれども御挨拶とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 町長の挨拶が終わりました。

○議長（吉田太郎君） 初めに、日程第4、報告第7号 専決処分の報告について（養老町営住宅の管理に関する和解）から日程第7、報告第10号 専決処分の報告について（養老町営住宅の管理に関する和解）の計4件を議題といたします。

日程第4、報告第7号から日程第7、報告第10号は地方自治法第180条第2項の規定による報告であるため、一括議題として上程し、報告のみを受けたいと思います。

町長より報告を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま一括上程を賜りました報告第7号から報告第10号までの専決処分の報告についての概要を説明させていただきます。

まず、報告第7号の和解につきましては、訴えの提起後、相手方より滞納家賃を分割納付にて返済し、承継手続を行った上で、本件住宅に引き続き居住したいとの申し出があり、令和2年9月8日に大垣簡易裁判所で開催された第3回口頭弁論にて、裁判上の和解が成立したため、専決処分をいたしました。

同じく、報告第8号の和解につきましては、訴えの提起後、相手方より本件住宅を明け渡し、滞納家賃を返済するので和解したいとの申し出があり、令和2年9月16日、岐阜地方裁判所大垣支部で開催された第2回口頭弁論にて、裁判上の和解が成立したため、専決処分をいたしました。

次に、報告第9号の和解に代わる決定につきましては、訴えの提起後、相手方より遠方なことから出廷はできないが、滞納家賃を返済するので和解したいとの申し出があり、令和2年10月15日に裁判上の和解と同一の効力を有する和解に代わる決定がなされたことから、専決処分をいたしました。

最後に、報告第10号の和解につきましては、訴えの提起後、相手方より本件住宅を明け渡し、滞納家賃を返済するので和解したいとの申し出があり、令和2年11月10日に大垣簡易裁判所で開催された第5回口頭弁論にて、裁判上の和解が成立したため、専決処分をいたしました。

なお、和解した事項については、別紙専決処分書のとおりでございます。

以上で、報告第7号から報告第10号、専決処分の報告についての説明とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 報告が終わりました。

○議長（吉田太郎君） お諮りします。

日程第8、議案第49号 養老町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第11、議案第52号 養老町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてまでの計4件を一括議題として上程したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 異議なしと認めます。

それでは、日程第8、議案第49号 養老町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第11、議案第52号 養老町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてまでの計4件を一括議題として上程します。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第49号 養老町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第52号 養老町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてまで、説明をさせていただきます。

令和2年の人事院勧告により国の一般職の給与に関する法令等の一部を改正する法律が令和2年11月6日に閣議決定され、令和2年11月中に成立する見込みであることに伴い、町においても国に準じて、養老町一般職の職員の期末手当の支給月数について所要の改正を行うものであります。

また、養老町特別職の職員の期末手当、養老町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当についても、一般職の職員に準じて所要の改正を行い、養老町会計年度任用職員の期末手当については、給与条例を準用している規定の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（吉田太郎君） 中島総務課長、補足説明。

○総務部総務課長（中島恵美君） それでは、私のほうから、議案第49号、50号、52号について補足説明をさせていただきます、議案第51号につきましては、後ほど議会事務局長から補足説明をさせていただきます。

まず、議案第49号 養老町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから説明をさせていただきます。

最初に、改正条例第1条関係について説明をさせていただきます。

第19条の改正につきましては、一般職員の12月に支給する期末手当の支給月数を0.05月分引下げ、1.3月から1.25月とするものです。

給料表の改訂及び再任用職員の期末手当の支給月数につきましては、改正はございません。

次に、改正条例第2条関係について説明をさせていただきます。

第19条の改正につきましては、改正条例第1条で改正をした期末手当の支給月数について、6月と12月で均等に配分するよう支給率を平準化する改正で、年間の支給率については変更ございません。

次に、施行日についてであります。第1条の規定は公布の日から施行し、第2条の規定は令和3年4月1日から施行いたします。

続きまして、議案第50号 養老町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての説明をさせていただきます。

まず、改正条例第1条関係について説明をさせていただきます。

第8条の改正については、期末手当の支給月数を一般職と同様に0.05月分引下げ、2.25月から2.2月とするものです。

次に、改正条例第2条関係について説明をさせていただきます。

改正条例第1条の改正で、期末手当の支給月数が0.05月分引下げになりますが、引下げ分について一般職と同様に6月と12月で均等に配分するよう改正を行うもので、年間の支給率につきましては変更ございません。

次に、施行日についてであります。第1条の規定は公布の日から施行し、第2条の規定は令和3年4月1日から施行いたします。

続きまして、議案第52号 養老町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての説明をさせていただきます。

まず、改正条例第1条関係について説明をさせていただきます。

第13条の改正につきましては、フルタイム会計年度任用職員の期末手当の支給について、給与条例を準用している規定の改正を行うものです。

第21条の改正につきましては、パートタイム会計年度任用職員の期末手当について、第13条と同様に準用している規定の改正を行うものです。

次に、改正条例第2条関係について説明をさせていただきます。

改正条例第1条同様、給与条例を準用している規定の改正を行うものです。

次に、施行日についてであります。第1条の規定は公布の日から施行し、第2条の規定は令和3年4月1日から施行いたします。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 西脇議会事務局長、補足説明。

○議会事務局長（西脇直樹君） それでは、私のほうからは、議案第51号について補足説明をさせていただきます。

まず、改正条例第1条関係について説明させていただきます。

第5条の改正については、期末手当の支給月数を一般職と同様に0.05月分引下げ、2.25月から2.2月とするものです。

次に、改正条例第2条関係について説明させていただきます。

改正条例第1条の改正で、期末手当の支給月数が0.05月分引き下げられることとなりますが、その引下げ分について一般職と同様に6月と12月で均等に配分するよう改正するもので、年間の支給率については変更ございません。

次に、施行日についてであります。第1条の規定は公布の日から施行し、第2条の規定は令和3年4月1日から施行します。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（吉田太郎君） 11番 田中敏弘君。

自席で座って。回答も。

○11番（田中敏弘君） 人事院勧告によって給料は据置きと、それから期末手当が0.05か月引下げということですが、49号と52号関係の1条の分で、対象人数と影響額という金額、減額する金額はどれぐらいになるのか、お尋ねいたしたいと思います。

○議長（吉田太郎君） 中島総務課長、自席で答弁。

○総務部総務課長（中島恵美君） 田中議員の御質問に対しまして回答をさせていただきます。

対象になる人数につきましては267名ということになりますが、影響額といたしましては合計で約384万円の減額ということになります。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（吉田太郎君） 11番 田中敏弘君。

○11番（田中敏弘君） 続きまして、52号関係。

○議長（吉田太郎君） 中島総務課長、自席で答弁。

○総務部総務課長（中島恵美君） 田中議員の御質問に対して回答をさせていただきます。

議案第52号につきましては、会計年度任用職員の給与の関係になりますが、会計年度任用職員については今回引下げの対象にはなっておりませんので、こちら議案が上がっておりますのは給与条例のほうで準用している率がちょっと読替規定ということで変わってくるということで、変更は特にはございません。以上でございます。

○議長（吉田太郎君） ほかにありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

討論及び採決は議案ごとに行います。

日程第8、議案第49号 養老町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案どおり決定することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、日程第9、議案第50号 養老町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案どおり決定することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、日程第10、議案第51号 養老町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案どおり決定することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、日程第11、議案第52号 養老町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案どおり決定することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は原案どおり可決されました。

○議長（吉田太郎君） これで本日の議案審議は終了いたしました。

お諮りします。

次回の議会日程、運営審査及び所管事務の調査について、議会閉会中も議会運営委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 異議なしと認めます。

よって、議会閉会中も次回の議会日程、運営審査及び所管事務の調査等について、議会運営委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（吉田太郎君） これで本日の日程は全て終了しました。議会を閉じます。

これをもちまして、令和2年第2回養老町議会臨時会を閉会します。御苦労さまでございました。

（閉会時間 午前9時57分）

以上、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年11月27日

議 長 吉 田 太 郎

議 員 岩 永 義 仁

議 員 長 澤 龍 夫